

仕 様 書

北部公民館アスベスト分析調査業務（以下「業務」という。）は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業務場所

下関市立北部公民館（下関市山の田東町4番13号）

2. 業務対象箇所

検体数7検体

別紙 「調査箇所一覧画像」「調査箇所参考図面」「立面図」参考

3. 業務の内容

（1）試料採取

試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること。

（2）分析

アスベスト含有率の分析方法は、J I S A 1 4 8 1-1に基づく定性分析及び定量分析とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和6年7月1日までとする。

5. 業務仕様

分析結果の速報を、分析調査後直ちに甲へ報告すること。

業務の遂行にあたっては、建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。

なお、不明な点については事前に職員と協議し承認を得るものとする。

6. 提出書類

- (1) 着手前に工程表、管理技術者届、業務計画書及びその他甲の指示するもの。
- (2) 完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）2部及び甲の指示するもの。

7. 現場・安全管理

- (1) 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- (2) 業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
- (3) 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに甲および関係官公署に報告しなければならない。
- (4) 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、甲と協議しなければならない。
- (5) 業務中の立会検査は、甲の指示によるものとする。
- (6) 試料採取日程等については、公民館との協議により決定するものとする。

8. その他

業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。